

諮問番号：個人情報保護諮問第18号

答申番号：川情審査個情答申第15号

答申書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が令和6年6月28日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求は、不適法であり却下が相当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人〇〇 〇〇は、令和6年6月3日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第77条第1項の規定により、処分庁に対し「請求人に係る離婚届」の開示請求を行った。
- 2 上記開示請求に対し、処分庁は、令和6年6月28日付けで、戸籍法（昭和22年12月22日号外法律第224号。）第129条の規定により、当該届出は保有個人情報開示請求の対象外であるため、保有個人情報不開示決定処分（以下「本件不開示決定処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、審査庁に対し、令和6年9月24日付けで、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起し、不開示文書の開示を請求した。
- 4 審査庁は、令和6年11月27日付けで、本件審査請求について、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

- 1 請求人は、本件審査請求の趣旨として、離婚届に関する虚偽の届出の早期発見のため、不開示情報の開示を求めるものと主張し、概ね以下の理由から、

個人情報保護法第78条が適用されると主張した。

(1) 処分庁の本件不開示決定処分の理由について、「戸籍法第129条の規定により」とあるが、これは「戸籍の正本及び副本」について規定したものであり、「離婚届」については規定していないため。

(2) 不開示決定通知書の備考欄に「戸籍法第48条第2項の規定により」とあるが、これは利害関係人について規定したものであり、請求人は同法第48条第1項の届出人に該当するため。

2 審査庁は、令和6年10月21日付け弁明書及び令和7年4月28日付け請求人の意見陳述書に対する意見において、請求人が主張する(1)について、戸籍法第129条には「戸籍及び除かれた戸籍の正本及び副本」のほか、「第48条第2項に規定する書類並びに届出等情報」も規定しており、請求人が主張する「離婚届」は「第48条第2項に規定する書類」に該当するものである。また、請求人が主張する(2)について、請求人は、戸籍法第48条第1項の「届出人」及び同条第2項の「利害関係人」にも該当するものである。よって、当該届書は保有個人情報開示請求の対象外となっていることが明確であり、本件審査請求は棄却するのが妥当であると主張をした。

第4 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査を行った。

年 月 日	経過
令和6年12月 3日	書面審査
令和7年 1月27日	書面審査
令和7年 3月 6日	審査庁からの意見聴取
令和7年 4月28日	書面審査
令和7年 6月16日	請求人による口頭意見陳述
令和7年 7月17日	書面審査
令和7年 9月29日	書面審査
令和7年12月 8日	書面審査
令和8年 3月 2日	書面審査

第5 審査会の判断

1 戸籍法第129条において、個人情報保護法の適用除外を定めている。一方、同法第48条第2項において、利害関係人は特別の事由がある場合に限り、届出書等の閲覧又はその書類に記載した事項証明書を請求しうると規定している。

以上の戸籍法の具体的仕組みから、戸籍法関係の届出書等については、個人情報保護法に基づく保有個人情報開示請求は利用できないものとする趣旨であると解される。仮に個人情報保護法に基づく保有個人情報開示請求が利用できる立場であったとしても、請求人は令和6年6月3日付けで保有個人情報開示請求を行い、同年6月28日付けで保有個人情報不開示決定を受け、同年9月24日に本件審査請求を提起しているが、請求人から提出された資料によれば、同年12月16日に川口市長は請求人に対して離婚届記載事項証明書を発行しており、この時点で審査請求の利益は失われたものと解さざるを得ない。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

2 なお、審査庁の弁明書では「棄却するのが妥当」とするが、以上の点から、本件審査請求は却下するのが妥当との結論に至った。

令和8年 3月 2日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊